

## 事業対象者に該当する基準

① №1～20 までの 20 項目のうち 10 項目以上に該当（複数の項目に支障）

② №6～10 までの5項目のうち3項目以上に該当（運動機能の低下）

③ №11～12 の2項目のすべてに該当（低栄養状態）

④ №13～15 までの3項目のうち2項目以上に該当（口腔機能の低下）

⑤ №16～17 の2項目のうち№16 に該当（閉じこもり）

⑥ №18～20 までの3項目のうちいずれか1項目以上に該当（認知機能の低下）

⑦ №21～25 までの5項目のうち2項目以上に該当（うつ病の可能性）